

例4 <<一部給付型奨学資金（神下勇夫妻奨学金）>>（大学の場合）

【貸与等】

項目	貸与等期間（4年間）				据置期間（3年間）
	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8～R10年度
年齢等	19歳 (1年生)	20歳 (2年生)	21歳 (3年生)	22歳 (4年生)	23歳～25歳
奨学資金	(30,000円×12ヶ月)	(30,000円×12ヶ月)	(30,000円×12ヶ月)	(30,000円×12ヶ月)	
	360,000円	360,000円	360,000円	360,000円	
総額	1,440,000円（うち1/2給付）				
貸与額	720,000円				

【返還】

項目	返還期間（10年間）										返還額計
	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度	R18年度	R19年度	R20年度	
年齢	26歳	27歳	28歳	29歳	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳	
返還額	72,000円	72,000円	72,000円	72,000円	72,000円	72,000円	72,000円	72,000円	72,000円	72,000円	720,000円

☆大学生等貸与者のUターン者等特約について（平成28年度以降に貸与した分が対象です。）

(1) 要件（次の①～③をすべて満たすこと）

- ① 継続して市内に住居登録があり、実際に居住していること（基準日：10月1日）※前年10月1日から当該年度の基準日まで継続していること
- ② 奨学金の返還を怠っていないこと
- ③ 市税等の滞納がないこと

(2) 毎年度減免申請が必要

(3) 減免額

- ① 貸与奨学資金の場合は該当年度返還額の半額
- ② 一部給付型奨学資金（神下勇夫妻奨学金）の場合は各年度返還額の全額

特約の例C(R10.10.1以前からR20.10.1まで継続して市内に居住している場合)

R11年度の返還額分から減免対象

項目	返還期間（10年間）										返還額計
	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度	R18年度	R19年度	R20年度	
年齢	26歳	27歳	28歳	29歳	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳	
返還額	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
	減免額計 720,000円										

特約の例D(R13.10.15からR20.10.1まで継続して市内に居住している場合)

令和14年度の返還分から減免対象

項目	返還期間（10年間）										返還額計
	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度	R18年度	R19年度	R20年度	
年齢	26歳	27歳	28歳	29歳	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳	
返還額	72,000円	72,000円	72,000円	72,000円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	288,000円
	減免額計 432,000円										

詳しくは、教育総務課（☎0763-33-1508）にお問い合わせください。